

太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について

1 制定理由

- 固定価格買取制度(FIT 制度)の創設以降、県内では太陽光発電の導入が急速に拡大しているが、その一方で施設の設置にあたって地域住民への説明不足に起因すると思われるトラブルの発生のほか、設置後の維持管理や設備の廃棄、土砂災害の発生に対する住民の不安が高まっている。
- 県ではこれまで「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、発電事業者に対し適正な手続を求めてきたところであるが、これまで以上に地域と共生した太陽光発電の普及拡大を図るため、新たに条例を制定したものの。

2 制定内容

(1) 目的

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与すること

(2) 対象施設

発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設（ただし、建築物の屋上等に設置するものは対象外）

(3) 主な規定事項

- ①地域住民等への事前説明の義務化 [第4条]
- ②設置規制区域内※への設置の原則禁止（知事の許可を得たときに限り設置可）
[第5条] ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地
- ③事業計画の届出の義務化 [第10条]
- ④維持管理等計画の策定・公表、適正な維持管理等の義務化 [第12条]
- ⑤廃止の届出の義務化 [第14条]
- ⑥指導及び助言、報告の徴収及び立入検査、勧告、措置命令、公表、罰則（過料5万円以下）規定の設定 [第15条～第19条、第22条]

3 施行期日

令和4年10月1日

4 これまでの経過及び今後のスケジュール

令和3年12月 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会へ諮問・審議

令和4年2月 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会審議（素案）
パブリックコメント等

3月 常任委員会へ報告(素案)

4月 常任委員会へ報告(パブリックコメント結果)

5月 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会審議(最終案)・答申

6月 県議会定例会へ条例案提出・審議

7月 条例案可決・公布

周知広報（発電事業者等への説明会、県広報等）

10月 条例施行